

大船渡市協働のまちづくり検討委員会設置要綱

(設置)

第1 大船渡市の協働のまちづくりの推進に向けて専門的見地による助言を踏まえながら必要な事項を検討するため、大船渡市協働のまちづくり検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 持続可能な地区の在り方に係る調査及び研究に関すること。
- (2) 住民と行政との協働によるまちづくりの推進に資する施策に関すること。
- (3) その他協働のまちづくりの推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間団体の役員等
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失う。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、その目的により委員の一部をもって開くことができる。

(アドバイザー)

第7 委員会に住民と行政との協働に関し識見を有する者をアドバイザーとして置くことができる。

(協力の要求等)

第8 委員会は、必要があるときは、関係者に対し資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、企画政策部市民協働準備室において処理する。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年1月22日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱又は任命された第3の委員の任期は、第4第1項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。